



□新規 ■継続 □継続【一部新規】

要 望 事 項	道路融雪設備のノンフロン化への支援制度の拡充について
---------	----------------------------

要 望 先	国	国土交通省道路局 環境省地球環境局
	県	県土整備部道路課 環境生活部環境政策課

要 望 内 容	<p>○ フロンガス冷媒のヒートポンプ融雪設備（歩道、車道）のノンフロン化への支援制度の拡充について</p>
現 状 と 課 題 ・ 具 体 的 内 容 ・ 効 果 等	<p><b>【現状と課題】</b></p> <p>○ 当市内に存在しているフロンガス冷媒のヒートポンプ融雪設備（車道3箇所、歩道5箇所）は、平成4年から導入され、耐用年数である15年を超過して運用しており、経年劣化によるフロンガスや不凍液の漏洩などが発生しております。モントリオール議定書により、令和2年で特定フロン（R22等）製造が全廃され、今後、補充用冷媒の入手が困難となることから、特定フロン使用の融雪設備を計画的に更新していく必要がありますが、その費用は多大なものと試算されており施設更新費の確保が課題となっております。</p> <p>○ 歩道融雪は当市の玄関口である駅前地区に整備され、中心市街地活性化計画にも位置付けられており、歩行者の周遊性と少子高齢社会における冬期間のバリアフリーを確保する重要施設となっております。</p> <p>○ 車道融雪については、坂道という地形特性から冬期道路交通の安心・安全を確保する施設として、融雪能力の確実性と制御応答性が求められます。歩道融雪・車道融雪共に経年劣化による不具合や能力低下の顕在化と、上記フロン対策が喫緊の課題となっております。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>歩道融雪の稼働停止状況 (弘前駅前地区)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>経年劣化によるフロンガス冷媒の漏洩 (駅前融雪設備高圧2号)</p> </div> </div>

【具体的内容】

道路融雪設備のノンフロン化への支援拡充をお願いいたします。

- 道路融雪施設のノンフロン化については、社会資本整備総合交付金の重点施策化による予算確保を継続してお願いいたします。歩道・車道の別にかかわらず、融雪施設の継続性の高い施設運用と適正な維持更新に向け、国へのノンフロン化支援制度の拡充についての働きかけと、情報提供について支援をお願いいたします。

【効果等】

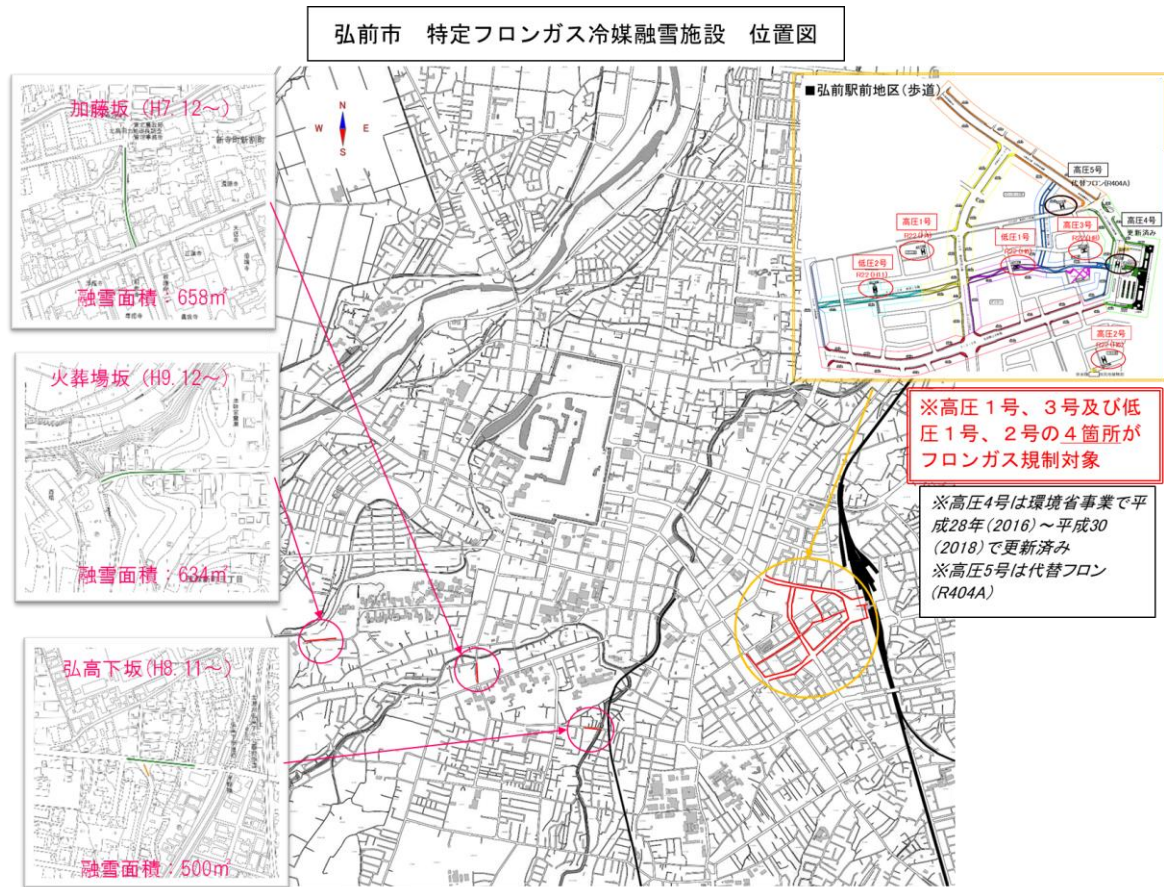
- 融雪施設の適切な更新により、歩道や坂道の融雪効果の確実性や制御応答性が確保されます。また、冬期間において利用する誰もが安心して円滑に移動できる道路環境が確保されます。
- 融雪施設の更新により冷媒をノンフロン化することで、世界的に進められているオゾン層の保護や地球温暖化問題の対策に寄与します。

<現在までの主な経過>

- 平成 4年～ フロンガスを使用した融雪機器の歩車道への導入開始
- 平成19年 モントリオール議定書第19回締結国会合により、令和2年度以降の特定フロン生産量を原則全廃決定
- 平成28年 地球温暖化対策計画 閣議決定

<参考事項>

現在までの主な経過・参考事項



担当部課：建設部道路維持課

県の処理方針 (県土整備部 道路課)	
経緯	<p>○モントリオール議定書（1987年採択）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定フロン（R22など）は、令和2年までに全廃</li> </ul> <p>○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称「フロン排出抑制法」平成27年4月1日施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロンガス漏えい防止のため設備管理者に対し適正な点検・管理を求める（参考）弘前市におけるフロンを使用した道路融雪施設 車道3箇所、歩道5箇所ですべて特定フロン（R22）を使用</li> </ul> <p>※ 青森県管理道路：全10箇所中1箇所ですべて特定フロン使用</p>
処理方針	<p>特定フロンガスにつきましては、1987年に採択されたモントリオール議定書において、令和2年（2020年）までに全廃の予定となっています。</p> <p>また、平成27年4月に施行された、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称「フロン排出抑制法」）により、設備管理者に対し、フロンガス漏えい防止のため設備の適正な点検や管理を求めています。</p> <p>これらにつきましては、設備の更新や使用する冷媒の入れ替え等を強制するものではありませんが、今後補充用冷媒の入手が困難になる可能性があることから、特定フロンガスを使用する道路融雪設備を計画的に更新していく必要があります。</p> <p>道路融雪設備のフロンガス対策に要する費用につきましては、現行の社会資本整備総合交付金事業における重点施策化による予算の確保等について、国に要望して参りたいと考えております。</p>

県の処理方針 (環境生活部 環境政策課)	
経緯	<p>1 モントリオール議定書に基づく規制により、特定フロン（R22など）の生産及び消費については、令和2年をもって全廃されました。</p> <p>なお、特定フロンを使用する設備については、令和2年以降も使用可能ですが今後、補充用冷媒の入手が困難になる可能性もあることから、計画的に更新していく必要があります。</p> <p>2 またフロン排出抑制法では、第一種特定製品（業務用エアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器）の設備管理者に対し、フロンガス漏えい防止のため、設備の適正な点検や管理を求めています。フロン類を使用する製品や設備の更新、使用する冷媒の入れ替え等まで強制するものではありません。</p>
処理方針	<p>ノンフロン化に対する国（環境省所管）の支援措置としては、省エネ型自然冷媒機器導入加速化事業補助金がありますが、その対象は、冷凍冷蔵倉庫・食品製造工場・食品小売店舗における省エネ型自然冷媒機器の導入であり、市町村における道路融雪設備の導入は対象外となっていることから、引き続き、本補助金を含め、国の支援制度の動向について情報収集を行って参ります。</p>